
羽 村 市 事 業 継 続 計 画
【新型インフルエンザ編】

平成 24 年 2 月

羽 村 市



目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1部 事業継続計画（BCP）の基本的な考え方 | 1 |
| 1 事業継続計画（BCP）とは | 1 |
| 2 羽村市新型インフルエンザ対策行動計画との関係 | 1 |
| 3 前提となる事態の想定 | 2 |
| 第2部 BCP策定の基本的な考え方と体制 | 3 |
| 1 BCPの策定の目標と基本の方針 | 3 |
| 2 BCP実施時の業務区分と考え方 | 4 |
| 第3部 BCP実施体制 | 4 |
| 1 計画の発動決定 | 4 |
| 2 対策本部の執行体制の確保 | 4 |
| 3 応援体制の確保 | 5 |
| 4 発生段階別による対応 | 5 |
| 5 感染拡大の防止 | 8 |
| 6 委託業者・指定管理者・一部事務組合に対する 事業継続の確立 | 9 |
| 7 業務の再開とBCPの解除 | 9 |
| 第4部 各課の事業継続計画 | 10 |
| 第5部 継続定期的な取組み | 44 |
| 1 BCPの点検・見直し | 44 |
| 2 訓練・研修の実施 | 44 |
| 3 マニュアル等の整備 | 44 |

第1部 事業継続計画（BCP）の基本的な考え方

1 事業継続計画（BCP）とは

災害発生時や感染症流行時には限られた人員や資源のもとで、必要な市の業務を遂行せねばならず、通常の業務は大幅に縮小せざるをえません。事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan 以下「BCP」という）は、こうした状況下において、優先的に取り組むべき重要な業務をあらかじめ選定し、業務の継続と早期に事業の復旧を図るために必要な方針や手段を事前に策定する計画をいいます。

災害発生時のBCPでは「被災後に速やかに業務を復旧させること」が中心となりますが、ここに定める新型インフルエンザのBCPでは、「限られた人員により流行期間中においても必要な行政サービスをできるかぎり継続させること」が目標となります。

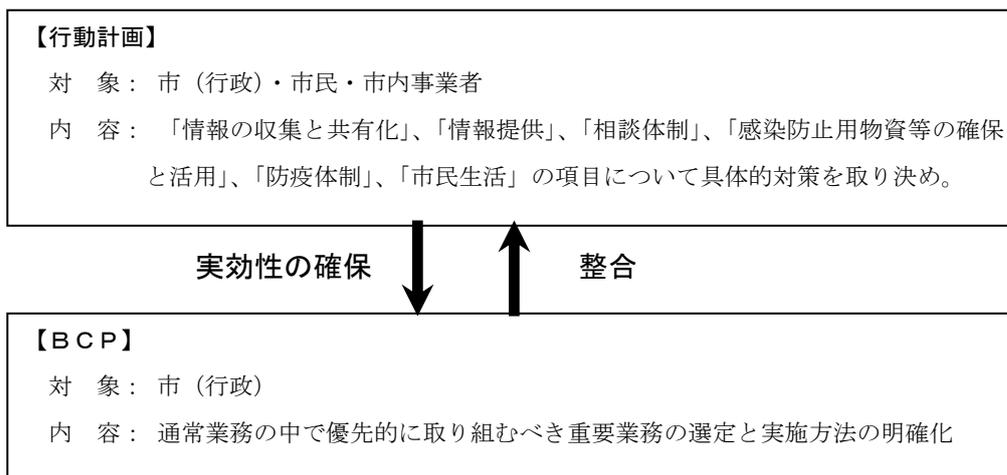
《新型インフルエンザと地震災害等 BCPの違い》

| 項目 | 新型インフルエンザ | 地震災害等 |
|----------|------------------------------------|------------------------------|
| 発生状況 | 海外発生した場合には、国内発生までの間、準備が可能 | 兆候なく突然発生 |
| 被害内容 | 直接的には人への被害で、時間経過とともに被害が拡大 | 人への被害に加え、道路、鉄道、建造物、等への被害が大きい |
| 地理的な影響 | 世界中どこでも発生及び感染の恐れあり | 被害は限定的地域であり、被災地外からの支援が可能 |
| 被害期間 | 第一波の期間が約8週間で、その後第二、第三波による長期化の可能性あり | 最初の地震が最大被害であり、余震も一定期間継続 |
| BCP策定の狙い | 流行期間中に必要な行政サービスをできるかぎり継続させること | 被災後の速やかな業務の復旧 |

2 羽村市新型インフルエンザ対策行動計画との関係

市では平成22年3月に、新型インフルエンザ発生による被害を最小限にし、市民生活の安全・安心の確保を目指すことを目的として、「羽村市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という）を策定しております。この計画においては、新型インフルエンザの発生段階別に「情報の収集と共有化」、「情報提供」、「相談体制」、「感染防止用物資等の確保と活用」、「防疫体制」、「市民生活」の項目について具体的対策を定めております。

今回定める新型インフルエンザのBCPは、「行動計画」に定められた新型インフルエンザ対策を優先して実施するとともに、通常業務の中からも優先的に取り組むべき重要業務を選定し、限られたマンパワーの中で、いかにこれを実施していくかを定めた事前計画となります。



3 前提となる事態の想定

BCPを策定するにあたり前提となる事態の想定については、「行動計画」により想定する「流行予測」に準じます。また、パンデミック期における職員の欠勤率の想定は、東京都が策定した「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を参考として、最大40%とします。

【羽村市における事態の想定】

| | |
|----------------|--|
| 想定するインフルエンザの種類 | 強毒性（A/H5N1型等） |
| 流行期間 | 約8週間（国の新型インフルエンザ対策行動計画による） |
| 罹患割合 | 市民の約30%が罹患すると想定 |
| 市内の患者数 | 17,300人 |
| 職員の出勤者数 | 220人（正規職員350人と再任用職員16人の合計から、40%が欠勤すると想定。正規職員には一部事務組合等派遣職員は含まない。） |

【社会経済状況の想定】

パンデミック期に想定される社会経済状況への影響例は下記のとおりです。

| 事項 | 想定される社会経済状況への影響等 |
|-------------|---|
| 医療の提供 | 患者が急増し、病床や医薬品が不足 |
| 集会等の自粛要請 | 集客施設の多くは休業。集会・興行等の自粛要請 |
| 企業の事業継続 | 社会機能の維持に関わる事業は継続。不要・不急業務は休止 |
| 電気・水道・ガス・通信 | 保守・運用等の業務を維持し供給、その他の業務は縮小・中断 |
| 公共交通 | 運行本数減の可能性。利用者の接触を減らす装置等を実施 |
| 金融 | 決済業務・ATM機能等を維持、その他の業務は縮小・中断 |
| 物流 | 従業員不足による集配・配送業務の中断、遅配 宅配・通信販売等に対する業務は大幅に増加 |

第2部 BCP策定の基本的な考え方と体制

1 BCPの策定の目標と基本的方針

BCPの策定にあたっては、平成22年に策定した「行動計画」の考え方を踏まえ、市民にとって最も身近な基礎自治体としての役割を確実に果たすために、「目標」を以下のとおり定めます。

目標1 市民の生命と健康を守る

目標2 市民の生活に不可欠な機能を維持する

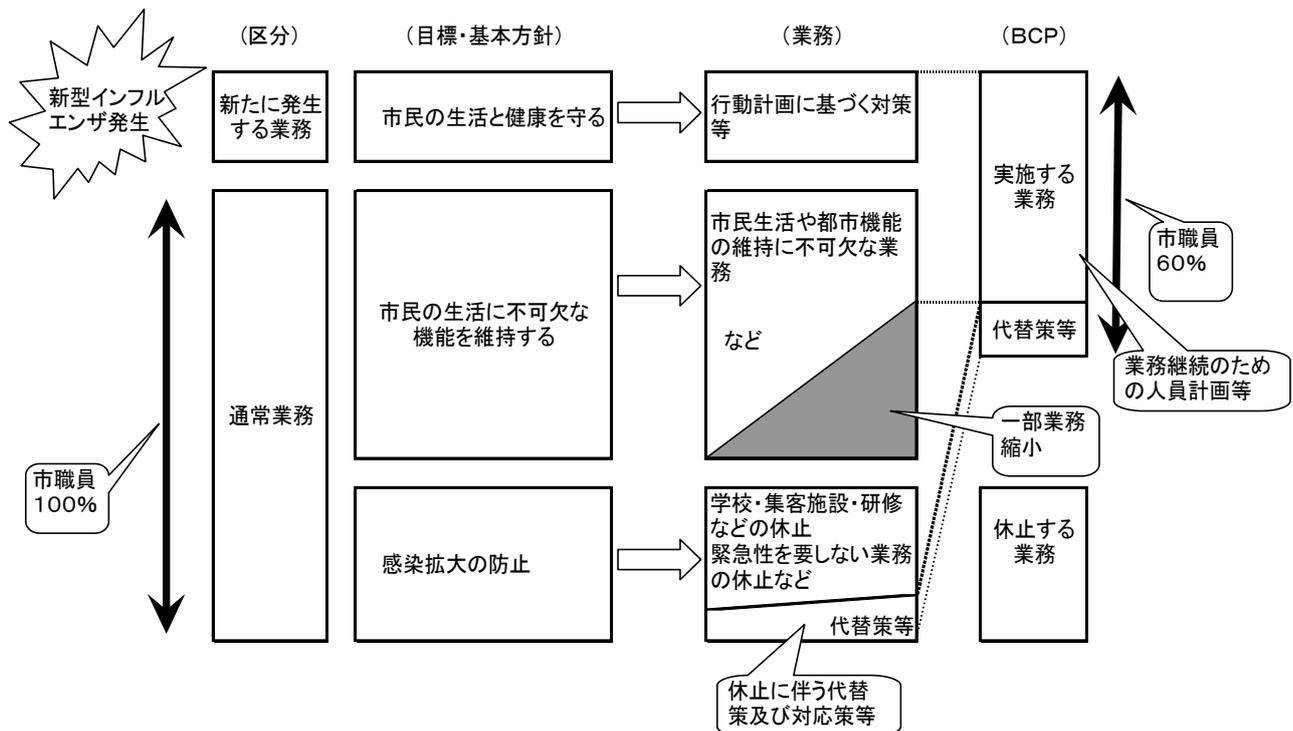
上記の目標を達するため、基本的方針について以下のとおり定めます。

基本方針1 市民の生命・健康に関わる業務、市民生活の維持に不可欠な業務について最優先して実施する。

基本方針2 通常業務の一部を縮小・中断して継続業務の実施に専念する。

基本方針3 市の業務遂行によって感染を拡大させない。

《BCPのイメージ図》



2 BCP実施時の業務区分と考え方

BCP実施時における業務の区分とそれぞれの考え方については、下記のとおり分類します。

| 区 分 | 内 容 |
|------------------------|--|
| S事業 (新型インフルエンザ対応事業) | 新型インフルエンザの発生により新たに生じる事業 (行動計画に発生段階別の対応を明記) |
| A事業(継続業務) | 中断や停止をすると市民生活に重大な影響を与えるため継続をしなければならない事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命に関わる事業 ・ 市民生活の維持に必要不可欠な事業 ・ 中断をすることが著しい法令違反となる事業 ・ 継続業務を遂行するのに必要な基盤事業 など |
| B事業(縮小業務) | 中断、中止することはできないが、限られた職員で必要な事業を実施するため、実施内容を工夫したり、事業の規模を縮小することで対応が可能である事業。 |
| C事業(休止業務) | 中断、中止しても住民の生命・健康や市民生活等に与える影響が少ない事業。又は感染拡大防止のため積極的に休止する事業。 |

第3部 BCP実施体制

1 計画の発動決定

BCPの計画の発動決定については、「行動計画」により定める「羽村市新型インフルエンザ対策本部」(以下「対策本部」とする)において、東京都内及び羽村市内の流行状況や市職員の欠勤状況等を総合的に検討した上で、本部長(市長)により決定します。

【参考：羽村市新型インフルエンザ対策本部】

市長、副市長、教育長、各部長、企画課長、生活安全課長、健康課長、職員課長、防災係長、防災係主査、保健センター係長、健康推進係長、企画課主査、給与厚生係長、人事研修係長

2 対策本部の執行体制の確保

本部長や副本部長が事故等により出勤できない場合等を想定し、意思決定の代行順位について以下のとおり指定し、対策本部体制を確保します。

| 区分 | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 | 第4順位 |
|----|--------|----------|----------|------|
| 名称 | 本部長・市長 | 副本部長・副市長 | 副本部長・教育長 | 総務部長 |

3 応援体制の確保

計画発動中は日々の職員の出勤状況について職員課において一元的に把握し、これを対策本部に報告することとします。また、業務の継続に不足する人員の確保は、応援職員をもって充てることとし、この際の応援体制の原則は、課内、次いで部内とします。なお、部内での応援実施、人員の配置等については、各部長による専決事項とし、その事実を掌握するため、対策本部に報告を行うこととします。

部外からの応援人員の派遣については、対策本部により決定することとします。

この他、想定を超える出勤率の低下に対応できるよう、市OB職員への協力を仰ぐことなども検討します。

4 発生段階別による対応

行動計画に定める発生段階別の市の目標と主な対応については以下のとおりです。ステージが国内発生期に移行次第、速やかに「新型インフルエンザ対策本部」の設置を行います。BCPの発動については、この時点より準備を進め、以降、都及び市内における流行状況や市職員の欠勤状況等を総合的に検討し、計画を発動します。

| 発生段階 | 基準 | 目標 | 市の対応 |
|-------|---------------------|---|--|
| 発生前期 | 新型インフルエンザが発生していない時期 | 1 新型インフルエンザ発生の早期把握 2 新型インフルエンザ発生に備えた啓発活動等の計画的実施 3 国内発生に備えた全庁的な対策の検討及び準備 | 1 新型インフルエンザに関する情報の収集と共有化 2 広報及びホームページ等を活用した市民への情報提供・啓発 3 感染防止用物資の備蓄 4 事業継続計画の策定 5 市職員への研修・訓練の実施 6 職員へのBCPの周知 |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザが発生した時期 | 1 海外発生に関する情報収集 2 国内発生に備えた全庁的な対策の構築 3 市内における発生状況の早期把握 | 1 「新型インフルエンザ庁内緊急連絡会議」の開催 2 西多摩保健所等と連携した情報連絡体制の確立 3 広報及びホームページ等を活用した市民への、海外での発生状況、感染防止の情報提供 4 保育園、幼稚園、小中学校を通じての、海外での発生状況、感染防止の情報提供 5 社会福祉施設への、海外での発生状況、感染防止の情報提供 6 関係する団体への、海外での発生状況、感染防止の情報提供 |

| 発生段階 | 基準 | 目標 | 市の対応 |
|---------------|---|---|--|
| 国内発生期 | <p>国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認されているが、感染拡大は非常に限られている時期</p> <p>*都知事による「発生宣言」発令</p> <p>(国内に新型インフルエンザ患者が発生し、発熱相談センター、発熱外来でのトリアージ、診療協力医療機関での診療及び診断、入院勧告措置に基づく感染症指定医療機関等での医療が行われる段階)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で発生した場合の感染拡大防止 2 市民への適切な情報提供による混乱防止 | <ol style="list-style-type: none"> 1 「新型インフルエンザ対策本部」の設置 2 感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供・相談体制の強化 3 市内の保育園、幼稚園、小中学校、社会福祉施設等で発生した場合の連絡要請 4 保育園、幼稚園、小中学校の一時閉鎖の検討 5 社会福祉施設の一時閉鎖の検討 6 援護が必要なひとり暮らし高齢者等の支援方法の検討 7 B C P発動に向けた準備 |
| 都内流行期 (前期) | <p>都内で複数のクラスター(感染者の小集団)が見られる時期から、感染が拡大し流行している時期</p> <p>*都知事による「流行警戒宣言」発令</p> <p>(国内で新型インフルエンザ患者の接触歴が積極的疫学調査で追えなくなった事例が生じたが、都内では発熱相談センター、発熱外来でのトリアージ、診療協力医療機関での診療及び診断、入院勧告措置に基づく感染症指定医療機関等での医療が行われる段階)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で発生した場合の感染拡大防止の徹底 2 市民への適切な情報提供による混乱防止 | <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供・相談体制の強化の継続 2 B C P発動の判断 3 保育園、幼稚園、小中学校の一時閉鎖 4 社会福祉施設の一時閉鎖 5 市民への不要不急の外出の自粛要請 6 各種行事、集会等の自粛要請 7 市主催行事の自粛 8 援護が必要なひとり暮らし高齢者等の支援 |

| 発生段階 | 基準 | 目標 | 市の対応 |
|---------------|---|---|---|
| 都内流行期 (後期) | 都内で急速に感染が拡大し、流行している時期(新型インフルエンザ患者が増加し、入院措置による感染拡大防止効果が十分に得られなくなったため、入院勧告措置が解除され、都内の全ての入院医療機関において新型インフルエンザに使用可能な病床を動員して対応する段階) | 1 市内での流行の抑制 2 社会機能の維持 3 社会不安の解消とパニック防止 | 1 感染拡大を防止するための情報提供体制の継続 2 まん延期における電話相談の開設 3 社会不安を解消する広報活動の充実・強化 4 ライフライン体制の確保 5 BCPに基づく市役所機能の維持 6 援護が必要なひとり暮らし高齢者等の支援の継続 7 遺体の一時安置・仮埋葬地の確保 |
| 大規模流行期 | 流行予測を超えて都内で大流行し、入院患者が医療機関で確保可能な病床数を超える規模で発生することが予想され、新たな対応が必要とされる時期 *都知事による「感染症緊急事態宣言」発令 | 1 新型インフルエンザの大流行による社会機能の破綻の回避 2 大規模流行に応じた新たな医療体制の支援 | 1 市民への不要不急の外出自粛及び社会機能維持に必要な事業以外の事業活動の自粛要請 2 感染拡大を防止するための情報提供体制の継続 3 社会不安を解消するための広報活動の充実強化 4 ライフライン体制の確保 5 BCPに基づく市役所機能の維持 6 援護が必要なひとり暮らし高齢者等の支援の継続 7 死者多数発生時の遺体安置所の設置及び状況に応じた遺体処理(仮埋葬等) |

| 発生段階 | 基準 | 目標 | 市の対応 |
|-------|--|----------------------------------|---|
| 流行終息期 | 新型インフルエンザ患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている時期 *都知事による「終息宣言」発令 | 1 社会機能の段階的回復 2 流行が再発した場合の対策強化 | 1 新たな発生、流行の再発に備え、計画の見直しと体制の改善 2 新型インフルエンザに関する最新情報の随時提供 3 保育園、幼稚園、小中学校の一時閉鎖の解除 4 社会福祉施設の一時閉鎖の解除 5 相談窓口の段階的縮小 6 各種行事、集会等の自粛の解除 7 市役所機能の段階的回復、平常時体制への移行、BCPの発動停止 |

5 感染拡大の防止

基本方針に示すとおり、市の業務の遂行により感染が拡大することを防ぐため、あらかじめ感染疑いのある職員の出勤の取り扱いと、多くの市民が訪れる市施設の臨時休館などについて、下記のとおり定めます。

(1) 職員の出勤の取り扱い

| 状況 | 出勤の取り扱い |
|-----------------|---|
| 職員が発症した場合（疑い含む） | 職員本人に発症の疑いがある場合は、所属長に連絡した上で、出勤は控え、医師もしくは居住地の発熱相談センターの指示に従うこととします。 また、職場への復帰は医師による治癒が確認できた後とします。 |
| 家族が発症した場合（疑い含む） | 同居する家族が感染した場合などにより、濃厚接触者となった場合には、職員本人においても検温など健康観察に努め、出勤前に平熱であり、自覚できる症状が無い場合においてのみ、原則マスクを着用し出勤するものとします。なお、出勤した後に発症を疑う症状が現れた場合は速やかにマスクを着用の上、所属長に報告し、指示に従うこととします。 |

(2) 通勤方法の取り扱い

電車・バス等による公共交通機関の利用は感染リスクを高めることとなりますので、こうした手段により通勤する職員には、車両ピーク時を避けるための時差出勤や、自家用車、自転車、徒歩などによる出勤を検討します。

(3) 臨時休館する施設

流行状況により、以下に掲げる施設については臨時休館等の検討を行います。

コミュニティセンター、産業福祉センター、老人福祉センター（じゅらく苑）、動物公園、水上公園、生涯学習センターゆとろぎ、図書館、スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場、郷土博物館、グラウンド、テニスコート、富士見公園クラブハウス、学校施設（校庭、体育館、多目的ホール等）、堰下レクリエーション広場

小中学校、学童保育所、保育園などについては、文部科学省、厚生労働省、東京都の指導等に基づき対応を決定します。

(4) 土・日曜日窓口開庁の取り扱い

業務を継続する上で重要な資源となる「職員（人）」を確保しつつ、いかに効率的に継続事業に投入できるかを考える観点から、土・日曜日の窓口開庁の取り扱いについては、流行状況及び職員の欠勤状況を対策本部において総合的に検討し、本部長により決定します。

6 委託業者・指定管理者・一部事務組合に対する事業継続の確立

BCPに定める事業、施設の継続、休止については、市の業務を履行する委託業者、指定管理者、一部事務組合との間において、発生前期から不断の意思統一を図り、計画発動時において業務が継続できるよう、事業者、組合においても必要な体制整備を確立するよう、要請するものとします。

7 業務の再開とBCPの解除

流行が終息期に入り、患者の発生が減少又は低い水準でとどまる状況となった時点において、対策本部は市内の感染者数や職員の出勤状況を総合的に判断し、感染防止策を継続しつつ、休止していた業務の段階的再開を決定し、最終的な計画の発動停止は、本部長において決定します。

第4部 各課の事業継続計画

本計画に定める「目標」と「基本方針」に沿って各課において業務の区分を行った結果、以下のとおり事業の優先順位を定めます。計画の発動時には各課は以下の事業継続計画に従い、業務を遂行します。

議会事務局

| | |
|---|------------------------------------|
| 議会事務局 | 職員数6人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数4人 応援可能人数0人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| A事業（継続業務） | |
| 本会議に関すること | 委員会に関すること |
| B事業（縮小業務） | |
| 公印の保管に関すること | 議会の予算及び経理に関すること |
| 文書の收受、発送及び保管に関すること | 議員の身分資格得失、議員報酬及び費用弁償等に関する こと |
| 議員の服務に関すること | 議会関係の諸規程の制定及び改廃に関すること |
| 儀式、交際、接遇及び慶弔に関すること | 議場その他議会関係各室の管理に関すること |
| 議員共済に関すること | 議員公務災害に関すること |
| 議会関係の諸証明に関すること | 議案、請願、陳情、決議及び意見書等に関すること |
| 議員全員協議会、議会運営協議会及び議員協議会に関する こと | 会議録の調製、保管及びその他の会議の記録に関する こと |
| 議会の広報に関すること | 会議の資料及び統計に関すること |
| C事業（休止業務） | |
| 議長会、議会及び事務局職員の研修に関すること | 議会用乗用車の管理に関すること |
| 議員互助に関すること | その他議事係に属さない事項 |
| 公聴会に関すること | 会議の傍聴人に関すること |
| 調査及び研究に関すること | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| 定例会及び委員会は、議員及び委員の過半数の出席により成立するため、議員の罹患率によっては、本会議及び委員会の成立が危ぶまれる可能性がある。 | |

企画部

| | |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 秘書課 | 職員数3人 出勤想定人数2人 業務遂行必要人数2人 応援可能人数0人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| （新型インフルエンザ対策に伴い拡大する市長・副市長の業務に係る秘書事務） | |
| A事業（継続業務） | |
| | |
| B事業（縮小業務） | |
| 市長・副市長の秘書に関すること | 市長及び副市長の交際及び渉外に関すること |
| 市長会に関すること | 寄付の受領に関すること |
| 儀式、ほう賞及び表彰に関すること | 表彰審査委員会に関すること |
| C事業（休止業務） | |
| | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|--|------------------------------------|
| 企画課 | 職員数5人 出勤想定人数3人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数0人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| 米軍横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対策に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達 | （新型インフルエンザ対策に伴い生じる市政の総合調整に関すること） |
| A事業（継続業務） | |
| | |
| B事業（縮小業務） | |
| 市政の基本的施策に関すること | 基本構想、基本計画及び実施計画に関すること |
| 市の政策及び重要施策の調査研究に関すること | 市長及び副市長の特命事項に関すること |
| 市政の総合調整に関すること | 庁議、総合調整会議、付議事案調整会議に関すること |
| 議会での市長答弁、所信表明等の調整に関すること | 行政組織及び事務分掌に関すること |
| 職員の定数に関すること | 主要事務事業の進行管理及び効果測定に関すること（行政評価） |
| 主要事務事業の進行管理及び効果測定に関すること（進行管理） | 行政改革の推進及び事務改善に関すること |
| 地方分権に関すること | 基地対策に関すること |
| 防衛補助事業の渉外に関すること | 事務報告書の作成に関すること |
| 広域行政に関すること | 姉妹都市及び他の自治体との交流に関すること |

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| 企 画 課 | (続き) |
| B 事業 (続き) | |
| 主要施策の渉外に関する事 | 工事、製造等の請負契約に係る検査に関する事 |
| 物品の購入契約に係る検査に関する事 | |
| C 事業 (休止業務) | |
| 平和事業に関する事 | 行政改革の推進及び事務改善に関する事 (土日開庁) |
| 提案制度に関する事 | 行政改革審議会に関する事 |
| 市民参画に関する事 | 男女共同参画施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事 |
| 男女共同参画推進会議に関する事 | 事務事業の監察、指導に関する事 |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|-------------------------------|--|
| 政策担当 | 職員数 1 人 出勤想定人数 1 人 業務遂行必要人数 0 人 応援可能人数 1 人 |
| S 事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| | |
| A 事業 (継続業務) | |
| | |
| B 事業 (縮小業務) | |
| | |
| C 事業 (休止業務) | |
| 長期総合計画の策定並びに市長及び副市長の特命事項に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|----------------------|--|
| 財 政 課 | 職員数 5 人 出勤想定人数 3 人 業務遂行必要人数 3 人 応援可能人数 0 人 |
| S 事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| | |
| A 事業 (継続業務) | |
| 緊急での予算編成及び執行管理 | |

| | |
|--------------------|-------------------|
| 財 政 課 | (続き) |
| B 事業 (縮小業務) | |
| 財政計画に関すること | 予算の編成及び執行管理に関すること |
| 地方交付税その他税外収入に関すること | 市債に関すること |
| 財政の調査及び統計に関すること | 基金に関すること |
| その他財政に関すること | |
| C 事業 (休止業務) | |
| 財政事情の公表に関すること | 使用料等審議会に関すること |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|--|--|
| 広報広聴課 | 職員数 9 人 出勤想定人数 5 人 業務遂行必要人数 5 人 応援可能人数 0 人 |
| S 事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| 広報及びホームページ等を活用した市民への、まん延防止や混乱を防止するための情報提供 | 市民への不要不急の外出の自粛要請 |
| 市民への食料・生活必需品の確保の呼びかけ | |
| A 事業 (継続業務) | |
| | |
| B 事業 (縮小業務) | |
| 広報活動の企画及び実施に関すること | 広報紙の編集及び発行に関すること |
| 映像広報の制作及び放映に関すること | ホームページの管理に関すること |
| 報道機関との連絡に関すること | 請願、陳情、要望等の受付及びその処理に関すること |
| 各種行政相談に関すること | 各種市民相談に関すること |
| C 事業 (休止業務) | |
| 市勢要覧の編集及び発行に関すること | その他広報に関すること |
| 課内の庶務に関すること | 庁内の案内に関すること |
| 人権擁護委員及び行政相談委員に関すること | 世論調査に関すること |
| 市民相談室の運用に関すること | その他広聴活動に関すること |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| <p>広報紙、映像広報、ホームページとも、通常記事のボリュームを制限して発行せざるを得ないことが想定される。また、各種行政相談は緊急的なもの以外は休止とするが、実施の場合であっても、相談を受ける専属の弁護士等の出勤が必須であり、この方の出勤ができない場合には、事業の継続はできないものとする。なお、相談業務については、窓口での蔓延防止のため、場合によっては電話対応となることも想定される。</p> | |

総務部

| | | |
|-----------------------|------------------------------------|--|
| 庶務課 | 職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数1人 | |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | | |
| | | |
| A事業（継続業務） | | |
| 行政不服申立て及び訴訟に関すること | | |
| B事業（縮小業務） | | |
| 議会の招集、議案に関すること | 議会との連絡に関すること | |
| 基幹統計及びその他の統計に関すること | 固定資産評価審査委員会に関すること | |
| 市共催名義等の使用承認に関すること | 同和対策及び人権問題に関すること | |
| 文書の収発、審査及び保存に関すること | 公告式に関すること | |
| 公印の管理に関すること | 印刷機器の管理に関すること | |
| 重要書庫及び資料室の管理に関すること | 条例、規則、規程等の制定、改廃に関すること | |
| 情報公開に関すること | 個人情報保護に関すること | |
| 個人情報保護審議会に関すること | 情報公開・個人情報保護審査会に関すること | |
| C事業（休止業務） | | |
| 市の配置分合、境界変更及び名称に関すること | 他の部及び課の所管に属さない事項に関すること | |
| 法令の調査研究に関すること | 条例等審議委員会に関すること | |
| 臨時休館する施設 | | |
| | | |
| 課題点・特記事項 | | |
| | | |

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| 職員課 | 職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数1人 | |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | | |
| 水道水の安定供給に向けた要員の確保 | 職員の出勤状況の把握、各部課の行政サービスを継続するための要員の確保、応援体制の調整 | |
| A事業（継続業務） | | |
| | | |
| B事業（縮小業務） | | |
| 職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分に関すること | 職員の採用に関すること | |
| 職員の昇格、昇給及び給与の決定に関すること | 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること | |
| 職員の人事考課に関すること | 各種委員の任免に関すること | |
| 東京市町村総合事務組合に関すること | その他人事及び研修に関すること | |
| 職員の給与、報酬、賃金、旅費等の支給に関すること | 職員の福利厚生及び健康管理に関すること | |
| 職員の公務災害に関すること | 職員の労働安全衛生に関すること | |

| | |
|-------------------|---------------------|
| 職員課 | (続き) |
| B事業(続き) | |
| 東京都市町村職員共済組合に関する事 | 東京都市町村職員退職手当組合に関する事 |
| その他給与及び厚生に関する事 | |
| C事業(休止業務) | |
| 職員の配置に関する事 | 職員の研修計画及び実施に関する事 |
| 職員の被服貸与に関する事 | 特別職報酬等審議会に関する事 |
| 職員互助組合に関する事 | 課内の庶務に関する事 |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 情報システム課 | 職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数4人 応援可能人数0人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| | |
| A事業(継続業務) | |
| 住民情報システムの機器及びデータの管理運営に関する事 | 電子計算室の管理及び運営に関する事 |
| 庁内LANシステムの機器及びデータの管理運営に関する事 | 情報セキュリティに関する事 |
| B事業(縮小業務) | |
| | |
| C事業(休止業務) | |
| 住民情報システムの企画、調整、開発及び運用に関する事 | その他電子計算システムの総合調整に関する事 |
| 課内の庶務に関する事 | 庁内LANシステムの企画、調整、開発及び運用に関する事 |
| 情報化の推進に関する事 | 地域の情報化に関する事 |
| その他情報通信技術の活用に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|---------------------------------------|--|
| 契約管財課 | 職員数 6 人 出勤想定人数 4 人 業務遂行必要人数 4 人 応援可能人数 0 人 |
| S 事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| 遺体の一時安置・仮埋葬地の検討・確保 | 死者多数発生時の遺体安置所の設置及び状況に応じた遺体処理（仮埋葬等） |
| A 事業（継続業務） | |
| B 事業（縮小業務） | |
| 工事請負、物品購入、修繕、賃貸借、測量、設計及び建物管理等の契約に関する事 | 入札に関する事 |
| 公有財産の保険に関する事 | 庁舎及び付属施設の維持、管理及び庁中取締りに関する事 |
| 市民に関する各種届出及び諸証明の受付並びに交付に関する事 | 庁用自動車等（他の所属に関するものを除く。）管理に関する事 |
| 公有財産の総合調整に関する事 | |
| C 事業（休止業務） | |
| 指名業者選定委員会に関する事 | 公有財産台帳に関する事 |
| 公有財産管理運営委員会に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |

| | |
|---|--|
| 生活安全課 | 職員数 9 人 出勤想定人数 5 人 業務遂行必要人数 5 人 応援可能人数 0 人 |
| S 事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| 東京都総合防災部からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課への伝達 | 新型インフルエンザ対策本部会議開催 |
| 防災行政無線による市民への情報提供 | 関係団体への情報提供 |
| 感染防止用物資の活用 | 市民への不要不急の外出自粛要請 |
| 各種行事、集会等の自粛要請、市主催行事の自粛 | 市民への食料・生活必需品の確保呼びかけ |
| A 事業（継続業務） | |
| 災害対策に関する事（火災・震災・水害等への対応） | 消防団及び消防施設に関する事。（火災・震災・水害等への対応） |
| 防災行政無線に関する事 | コミュニティバスの運行 |
| B 事業（縮小業務） | |
| 災害対策に関する事（備蓄物資の管理） | 消防団及び消防施設に関する事（その他） |
| 消防団員の災害補償に関する事 | 被災者一時宿泊所の管理に関する事 |
| 危機管理全般の調整等に関する事 | 交通安全施策（施設関係を除く。）に関する事 |
| 防犯施策に関する事 | 交通安全推進委員会に関する事 |
| 放置自転車等の対策に関する事 | 東京都市町村民交通災害共済事務に関する事 |

| | |
|---------------------|----------------|
| 生活安全課 | (続き) |
| C事業 (休止業務) | |
| 災害対策に関する事 (防災訓練の実施) | 自主防災組織の育成に関する事 |
| 国民保護計画及び防災計画に関する事 | 国民保護協議会に関する事 |
| 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事 | その他防災に関する事 |
| 課内の庶務に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 地域振興課 | 職員数 6 人 出勤想定人数 4 人 業務遂行必要人数 1 人 応援可能人数 3 人 |
| S事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| | |
| A事業 (継続業務) | |
| | |
| B事業 (縮小業務) | |
| 行政連絡委員に関する事 | 施設の維持に関する事 |
| C事業 (休止業務) | |
| 市民自治の振興に関する事 | 学習等供用施設及び地域集会施設の管理に関する事 |
| 自然休暇村の管理に関する事 | 民間の遊び場に関する事 |
| 課内の庶務に関する事 | 市民活動団体等の育成及び支援に関する事 |
| NPOの育成及び支援に関する事 | 市民等の多文化共生及び国際交流に関する事 |
| 市民等との協働に関する事 | コミュニティセンターの管理に関する事 |
| 臨時休館する施設 | |
| コミュニティセンター、(自然休暇村) | |
| 課題点・特記事項 | |
| 自然休暇村については施設所在地の流行状況等により個別の対応を要す。 | |

市民部

| | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 市民課 | 職員数13人 出勤想定人数8人 業務遂行必要人数6人 応援可能人数2人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| 遺体の一時安置・仮埋葬地の検討・確保 | 死者多数発生時の遺体安置所の設置及び状況に応じた遺体処理（仮埋葬等） |
| A事業（継続業務） | |
| 住民基本台帳に係る各種届出の受付及び諸証明の交付に関する事（証明書の交付） | 印鑑登録に関する事 |
| 住民基本台帳、印鑑台帳の記録管理に関する事（入力・登録等） | 戸籍簿等の記録管理に関する事 |
| 外国人登録に関する事 | 人口動態調査に関する事 |
| 犯罪人名簿等に関する事 | 火葬及び改葬の許可に関する事 |
| その他戸籍に関する事 | |
| B事業（縮小業務） | |
| 住民基本台帳一部の写しの閲覧に関する事（台帳閲覧） | 火葬費等の助成に関する事（申請書等の配布） |
| 自動車臨時運行の許可に関する事（仮ナンバーの許可） | 住居表示に関する事 |
| 住民基本台帳ネットワークシステムの事務に関する事（住基カード等含む） | 公的個人認証サービスの事務に関する事 |
| 窓口業務に関する事 | |
| C事業（休止業務） | |
| 母子健康手帳の交付に関する事（手帳交付） | 選挙人名簿登載資格者に関する事（選挙に伴う住民情報立会い） |
| 連絡所における諸証明の交付に関する事 | 住居表示整備審議会に関する事 |
| 課内の庶務に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 課税課 | 職員数16人 出勤想定人数10人 業務遂行必要人数9人 応援可能人数1人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A事業（継続業務） | |
| | |
| B事業（縮小業務） | |
| 市税の納税義務者及び課税資料の調査等に関する事 | 市民税、都民税及び軽自動車税の賦課及び台帳の管理に関する事 |
| 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課に関する事 | その他諸税に関する事 |

| | |
|--|--------------------------------|
| 課税課 | (続き) |
| B事業(続き) | |
| 固定資産の評価に関すること | 土地、家屋、償却資産課税台帳等及び地籍図等の管理に関すること |
| C事業(休止業務) | |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金に関すること | 国有資産等所在市町村交付金に関すること |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |

| | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 納税課 | 職員数11人 出勤想定人数7人 業務遂行必要人数6人 応援可能人数1人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| | |
| A事業(継続業務) | |
| | |
| B事業(縮小業務) | |
| 市税の督促に関すること | 市税・国民健康保険税の徴収に関すること |
| 介護保険料の徴収に関すること | 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること |
| 延滞金及び滞納処分費の徴収に関すること | 滞納処分及び不能欠損処分に関すること |
| 納税の指導及び奨励に関すること | その他納税に関すること |
| C事業(休止業務) | |
| 徴収の嘱託に関すること | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| 督促状・催告書発布後に出勤職員数が6割になったときの市民対応が危ぶまれる。 | |

| | |
|--|-------------------------------------|
| 保険年金課 | 職員数12人 出勤想定人数7人 業務遂行必要人数7人 応援可能人数0人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| | |
| A事業(継続業務) | |
| 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び被保険者証に関すること(被保険者証一斉更新[隔年実施]) | 国民健康保険の診療報酬及び医療費の支払いに関すること |
| 介護納付金事務等に関すること | 国民年金被保険者の資格得喪に関すること |

| | |
|---|---------------------------------|
| 保険年金課 | (続き) |
| A 事業 (続き) | |
| 後期高齢者医療被保険者の資格の得喪、保険給付及び保険料の賦課に係る事務 (市処理分) に関する事 (被保険者証一斉更新 [隔年実施]・資格得喪・被保険者証交付随時実施) | |
| B 事業 (縮小業務) | |
| 国民健康保険税の賦課に関する事 | 国民健康保険事業の財政計画及び予算に関する事 |
| 国民健康保険の給付に関する事 | 特定健康診査等実施計画に関する事 |
| その他国民健康保険に関する事 | 日雇労働者の保険に関する事 |
| 後期高齢者医療被保険者の資格の得喪、保険給付及び保険料の賦課に係る事務 (市処理分) に関する事 (保険料賦課) | 後期高齢者医療事業の財政計画及び予算に関する事 |
| 後期高齢者医療被保険者の資格の得喪、保険給付及び保険料の賦課に係る事務 (市処理分) に関する事 (高額療養、介護合算給付、葬祭費給付) | 後期高齢者医療の保険料の徴収 (普通徴収を除く。) に関する事 |
| 福祉年金に関する事 | 特定障害者に対する特別障害給付金に関する事 |
| その他老人保健医療、後期高齢者医療及び国民年金に関する事 | 老人保健医療の財政計画及び予算に関する事 |
| 老人保健医療の給付に関する事 | 老人保健医療の診療報酬及び医療費の支払いに関する事 |
| C 事業 (休止業務) | |
| 国民健康保険運営協議会に関する事 | 課内の庶務に関する事 |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

産業環境部

| | |
|--------------------|--|
| 産業活性化推進室 | 職員数 7人 出勤想定人数 4人 業務遂行必要人数 2人 応援可能人数 2人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| A事業（継続業務） | |
| 病虫害及び家畜伝染病の予防に関する事 | |
| B事業（縮小業務） | |
| 産業振興計画に関する事 | 商工業の振興に関する事 |
| 商工業団体との連絡調整に関する事 | 中心市街地の活性化に関する事 |
| 企業活動支援に関する事 | 中小企業への資金融資及び助成に関する事 |
| その他産業に関する事 | 市内経済状況の把握に関する事 |
| 緊急経済対策に関する事 | 雇用状況の把握及び対策に関する事 |
| 農業振興計画に関する事 | 農業の振興に関する事 |
| 農地の保全に関する事 | 農業団体との連絡調整に関する事 |
| 農業委員会に関する事 | 農産物直売所の管理に関する事 |
| その他農業に関する事 | |
| C事業（休止業務） | |
| 計量器の検査に関する事 | 産業福祉センターの管理、運営に関する事 |
| 課内庶務に関する事 | 商業・工業・農業それぞれ事業の実施に関する事 |
| 観光に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| 産業福祉センター | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|----------------------------|--|
| 環境保全課 | 職員数 5人 出勤想定人数 3人 業務遂行必要人数 3人 応援可能人数 0人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| A事業（継続業務） | |
| 環境関係法令に基づく諸届出の受理及び認可等に関する事 | その他環境保全に関する事（公害事故に関する事） |
| B事業（縮小業務） | |
| 環境基本計画に関する事 | 環境保全の企画、調査及び調整に関する事 |
| 公害防止の指導及び相談に関する事 | 公害の苦情処理等に関する事 |
| 空き地等の適正管理に関する事 | 衛生害虫に関する事 |

| | |
|----------------------|---------------------------|
| 環境保全課 | (続き) |
| B事業(続き) | |
| 環境配慮事業資金融資に関する事 | 環境審議会に関する事 |
| 環境マネジメントシステムの運用に関する事 | その他環境保全に関する事(公害事故に関する事以外) |
| 保存樹木及び保存樹林地に関する事 | その他自然保護及び緑化に関する事 |
| 畜犬登録に関する事 | |
| C事業(休止業務) | |
| 緑化推進計画に関する事 | 緑地等の保全に関する事 |
| 緑地保全対策審議会に関する事 | 緑化推進団体との連絡調整に関する事 |
| 自然保護の指導及び調整に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|------------------------------|------------------------------------|
| 生活環境課 | 職員数8人 出勤想定人数5人 業務遂行必要人数4人 応援可能人数1人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| 市民や事業者へのごみ排出抑制の要請 | 遺体の一時安置・仮埋葬地の確保 |
| 死者多数発生時の遺体安置所の設置及び状況に応じた遺体処理 | |
| A事業(継続業務) | |
| | |
| B事業(縮小業務) | |
| 廃棄物の収集、運搬に関する事 | 西多摩衛生組合に関する事 |
| 東京たま広域資源循環組合に関する事 | し尿の収集に関する事 |
| 富士見斎場の管理に関する事 | 瑞穂斎場組合に関する事 |
| リサイクルセンターの管理運営に関する事 | 不燃性廃棄物、粗大ごみの処理及び最終処分に関する事 |
| リサイクルの推進に関する事 | 廃棄物の不法投棄に関する事 |
| し尿の処理及び処理施設の維持管理に関する事 | 動物の死体処理に関する事 |
| 消費者の保護及び相談に関する事 | 消費生活情報の収集、調査研究及びその提供に関する事 |
| C事業(休止業務) | |
| 廃棄物処理の計画及び清掃事業の調整に関する事 | 廃棄物の減量に関する事 |
| 廃棄物減量等推進審議会に関する事 | 廃棄物処理手数料に関する事 |
| 富士見霊園に関する事 | 墓地、納骨堂に関する事 |
| その他廃棄物に関する事 | 課内の庶務に関する事 |

| | |
|--|-------------------|
| 生活環境課 | (続き) |
| C事業(続き) | |
| 生活物資の流通及び物価対策に関すること | 消費生活センターの管理に関すること |
| 消費生活センター運営委員会に関すること | 消費者団体の連絡調整に関すること |
| その他消費生活に関すること | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| <p>廃棄物の収集・運搬、し尿の収集及び富士見斎場の管理については業務を委託していることから、日頃から連携を密にし、委託業者へ新型インフルエンザ流行時の人員確保について要請する必要がある。</p> <p>また、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合及び瑞穂斎場組合の一部事務組合についても、新型インフルエンザ等に関する事業継続計画の策定を促し、計画に基づいた事業の執行を要請する必要がある。</p> <p>リサイクルセンターの管理運営には廃棄物処理施設技術管理士の配置が必要である。</p> | |

福祉健康部

| | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| 社会福祉課 | 職員数10人 出勤想定人数6人 業務遂行必要人数6人 応援可能人数0人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| 社会福祉施設の一時閉鎖 | 援護が必要なひとり暮らし高齢者等の支援 |
| A事業(継続業務) | |
| 生活保護費の経理に関すること | 生活保護法に基づく医療機関との連絡に関すること |
| 災害援護に関すること(火災発生時見舞品等支給) | 生活保護法に基づく援護措置及び相談に関すること |
| B事業(縮小業務) | |
| 社会福祉協議会との連絡調整に関すること | 民生委員・児童委員及び主任児童委員に関すること |
| 社会福祉委員に関すること | 福祉センターの管理に関すること |
| 生活保護法に基づく医療事務(傷病届受理)及び医療券の発行に関すること | 行旅病人等の保護に関すること |
| その他福祉相談に関すること | |
| C事業(休止業務) | |
| 地域福祉計画に関すること。 | 社会福祉統計に関すること |
| 保護司に関すること | 日本赤十字社に関すること |
| 災害援護に関すること(見舞金支給) | 戦傷病者、戦没者遺族及び原爆被爆者等の援護に関する こと |
| 原子爆弾被爆者援護申請等経由事務に関すること | 福祉のまちづくりの推進及び調整に関すること |
| 地域福祉計画審議会に関すること | 福祉施策審議会に関すること |
| その他社会福祉に関すること | 課内の庶務に関すること |
| 臨時休館する施設 | |

| | |
|----------|------|
| 社会福祉課 | (続き) |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|-----------------------------|--|
| 障害福祉課 | 職員数 9 人 出勤想定人数 5 人 業務遂行必要人数 4 人 応援可能人数 1 人 |
| S 事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| 社会福祉施設の一時閉鎖 | 援護が必要なひとり暮らし高齢者等の支援 |
| A 事業 (継続業務) | |
| 重度心身障害者手当申請等経由事務に関する事 | 難病医療費助成申請等経由事務に関する事 |
| 小児慢性疾患医療費助成申請等経由事務に関する事 | 心身障害者医療費等の助成事務に関する事 |
| 心身障害者扶養年金、扶養共済制度に関する事 | 心身障害者福祉手当支給事務に関する事 |
| 特別障害者福祉手当等支給事務に関する事 | 難病患者福祉手当支給事務に関する事 |
| 心身障害者 (児) ショートステイ事業に関する事 | 障害福祉サービスの事務に関する事 |
| 地域生活支援事業の事務に関する事 | 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付等事務に関する事 |
| B 事業 (縮小業務) | |
| 障害福祉サービス事業所等の運営費の補助等に関する事 | 障害者の在宅福祉に関する事 |
| 障害者の各種給付事業に関する事 | 障害者生活介護事業さくらの運営に関する事 |
| 障害者就労継続支援 B 型事業いちょうの運営に関する事 | 地域活動支援センター I 型事業あおばの運営に関する事 |
| 障害児日中一時支援事業青い鳥の運営に関する事 | 地域活動支援センター I 型事業ハッピーウイングの運営に関する事 |
| 重度脳性麻痺者介護事業に関する事 | 障害者グループホーム等の助成に関する事 |
| 難病患者ホームヘルプサービス事業等に関する事 | 自立支援医療 (更生医療・精神医療) に関する事 |
| 補装具の支給事務に関する事 | |
| C 事業 (休止業務) | |
| つくしの家及びスマイル工房の施設管理に関する事 | 障害者の参加交流事業に関する事 |
| 障害者団体への助成に関する事 | 障害者福祉施策の調査研究及び計画に関する事 |
| 障害福祉計画審議会に関する事 | 国の障害者実態調査等に関する事 |
| 地域自立支援連絡会の運営に関する事 | 障害者就労支援事業エールの運営及び施設管理に関する事 |
| 身体障害者相談員、知的障害者相談員に関する事 | 身体障害者 (児) 住宅設備改善事業に関する事 |
| 介護給付費等の支給に関する審査会の運営に関する事 | その他障害者等の援護に関する事 |
| 課内の庶務に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |

| | |
|----------|------|
| 障害福祉課 | (続き) |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| 高齢福祉介護課 | 職員数18人 出勤想定人数11人 業務遂行必要人数11人 応援可能人数0人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| 社会福祉施設の一時閉鎖 | 援護が必要なひとり暮らし高齢者等の支援 |
| A事業（継続業務） | |
| 介護保険法に定める地域包括支援センターの業務に関する事 | 要支援認定者のケアマネジメントに関する事 |
| 介護認定審査会に関する事 | 要介護、要支援の調査及び認定に関する事 |
| B事業（縮小業務） | |
| 老人福祉法に基づく援護措置に関する事 | 高齢者に対する各種手当等に関する事 |
| 高齢者の在宅福祉に関する事 | 老人クラブに関する事 |
| シルバー人材センターとの連絡調整に関する事 | その他高齢者福祉サービスに関する事 |
| 地域支援事業に関する事（介護予防事業） | その他、地域包括支援センター業務に関する事 |
| 介護保険事業の財政計画及び予算に関する事 | 介護保険被保険者の資格取喪及び被保険者証に関する事 |
| 介護保険料（第2号被保険者を除く）の賦課に関する事 | 介護保険の給付に関する事 |
| 介護保険料（税）の徴収（普通徴収を除く）に関する事 | 地域密着型介護（予防）サービス事業者の指定及び指導・監査に関する事 |
| 介護保険に関する統計調査に関する事 | その他介護保険の運営に関する事 |
| 介護保険法に基づく指定通所介護サービス事業等に関する事 | 高齢者在宅サービスセンターいこいの里の管理運営に関する事 |
| 高齢者に対する配食サービスに関する事 | |
| C事業（休止業務） | |
| 高齢者福祉計画に関する事 | 友愛訪問員に関する事 |
| 介護予防事業の実施に関する事 | 老人福祉センターの管理に関する事 |
| 老人福祉館の管理に関する事 | 高齢者福祉バスの運行に関する事 |
| 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会に関する事 | 地域包括支援センター運営協議会に関する事 |
| 介護保険事業計画に関する事 | 老人福祉センター事業（いこいの里）に関する事 |
| 臨時休館する施設 | |
| 老人福祉センター（じゅらく苑） | |

| | |
|---|------|
| 高齢福祉介護課 | (続き) |
| 課題点・特記事項 | |
| <p>介護保険係については、実務経験のない他課系の職員では対応が困難であるため、係職員を最低でも1名配置する必要がある。また、介護認定の事業運営には臨時職員の出勤と認定調査の委託が必須であり、認定審査会の開催においては「委員の過半数(1合議体の委員数は4名=3名)が出席しなければ、会議を開くことができない」こととなっており、これらの出勤状況や出席状況によっては事業の継続が危ぶまれる。</p> <p>通所介護サービス事業及び配食サービスについては全面委託となっていることから、業務を執行するにあたっての人的措置について受託業者と調整しておく必要がある。</p> | |

| | |
|---|--|
| 健康課 | 職員数13人 出勤想定人数8人 業務遂行必要人数8人 応援可能人数0人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| 東京都福祉保健局及び西多摩保健所からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達 | 西多摩保健所からの市内での感染情報の把握 |
| 広報及びホームページ等を活用した市民への、感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供 | 発熱相談センターや発熱外来に関する情報提供 |
| 全庁的な相談窓口の設置 | サージカルマスク、N95マスク、感染防護衣、ゴーグル、消毒液等の感染防止用物資の活用 |
| 市民への不要不急の外出の自粛要請 | 市主催行事の自粛 |
| 援護が必要なひとり暮らし高齢者等の支援 | |
| A事業(継続業務) | |
| 医師、歯科医師、薬剤師及び医療機関等との連絡調整に関すること | 母子保健に関すること(妊娠届受理、母子健康手帳交付、妊婦健康診査) |
| 感染症予防及び防疫に関すること | その他市民の健康管理に関すること(平日夜間・休日準夜診療) |
| その他市民の健康管理に関すること(休日診療・休日歯科診療) | |
| B事業(縮小業務) | |
| 公立福生病院に関すること | 保健センターの管理に関すること |
| 平日夜間急患センターの管理に関すること | 母子保健に関すること(妊婦歯科健康診査) |
| 母子保健に関すること(特定不妊治療費助成・里帰り出産妊婦健康診査費助成) | 予防接種に関すること(定期予防接種、任意接種) |
| 生活習慣病予防及び各種がん検診に関すること(個別) | 精神障害者の相談助言及びあつせん調整に関すること(所内面接・電話相談・家庭訪問) |
| 健康増進法に基づく保健事業に関すること(成人歯科健診、成人健康診査、肝炎ウイルス検診、ヘルスアップ健康診査) | 健康増進法に基づく保健事業に関すること(所内面接・電話相談・家庭訪問) |
| その他市民の健康管理に関すること(大気汚染医療費助成・養育医療助成申請受付事務) | |
| C事業(休止業務) | |
| 保健計画に関すること | 献血に関すること |
| 健康増進計画「健康はむら21」審議会に関すること | 課内の庶務に関すること |
| 市民の健康管理の企画及び実施に関すること(健康づくり推進員会議) | 市民の健康管理の企画及び実施に関すること(はむら健康の日、健康セミナー、むし歯の誕生日) |

| | |
|---|--|
| 健康課 | (続き) |
| C事業(続き) | |
| 市民の健康管理の企画及び実施に関すること(健康フェア) | 母子保健に関すること(妊産婦訪問指導、新生児訪問指導) |
| 母子保健に関すること(母親・両親学級、すくすく教室、離乳食講習会、育児相談) | 母子保健に関すること(3～4か月・1歳6か月・3歳児健診、経過観察・発達健診、2歳児歯科健診、フッ素イオン導入、ブックスタート、6か月・9か月児・精密健診) |
| 予防接種に関すること(集団接種) | 予防接種に関すること(予防接種健康被害調査委員会) |
| 生活習慣病予防及び各種がん検診に関すること(集団) | 精神障害者の相談助言及びあっせん調整に関すること(精神保健カンファレンス) |
| 健康増進法に基づく保健事業に関すること(健康なんでも相談) | 健康増進法に基づく保健事業に関すること(訪問保健指導) |
| 健康増進法に基づく保健事業に関すること(健康料理講習会) | 健康増進法に基づく保健事業に関すること(骨粗しょう症検診・骨太教室) |
| 健康増進法に基づく保健事業に関すること(地区依頼健康教育・出前講座) | 健康増進法に基づく保健事業に関すること(健康手帳の交付) |
| その他市民の健康管理に関すること(結核検診) | |
| 時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| <p>市民への情報提供は、広報紙及びホームページのほか、迅速かつ広く市民へ周知する必要性を考慮すると、平成21年度に発生した新型インフルエンザに関する情報提供と同様、随時、全戸配布が有効と考えられる。その際、配布に関しては委託が必要。公立福生病院に関することは、病院組合の安定的経営のため財政支援は欠かせない。事務部会、議会等については組合と調整し、新型インフルエンザ対策を優先する必要がある。感染症予防及び防疫に関しては、医療機関での個別予防接種のほか、乳幼児などを対象とした保健センターでの集団接種の実施について検討の必要がある。医師会との十分な調整が必要である。夜間・準夜診療は、夜間の急な発熱などに対応するため休止・縮小はできないが、一方で事業の運営に専門の看護師、医療事務の嘱託員の出勤が必須であり、正職員以外の職員の出勤状況によっては、事業の継続が危ぶまれる。また、医師の確保が必須であり、協力医療機関、医師との調整が必要である。</p> | |

子ども家庭部

| | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 子育て支援課 | 職員数10人 出勤想定人数6人 業務遂行必要人数6人 応援可能人数0人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| | |
| A事業(継続業務) | |
| | |
| B事業(縮小業務) | |
| 子ども手当に関すること | 児童育成手当に関すること |
| 児童扶養手当に関すること | 特別児童扶養手当に関すること |
| ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業に関すること | 心身障害児童施設通園費の助成に関すること |
| 身体障害児の育成医療費給付申請等経由事務に関すること | その他児童福祉及び母子福祉に関すること(DV等による緊急一時保護事業) |

| | |
|---|--|
| 子育て支援課 | (続き) |
| B事業 (続き) | |
| 児童虐待防止及び予防的支援に関する事 | |
| C事業 (休止業務) | |
| 児童手当に関する事 | ひとり親家庭等医療費の助成に関する事 |
| 乳幼児医療費の助成に関する事 | 義務教育就学児医療費の助成に関する事 |
| 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設入所措置に係る事務に関する事 (保育の実施を除く) | 母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉資金及び女性福祉資金貸付措置に係る事務に関する事 |
| 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設入所に係る援護措置及び相談に関する事 (保育の実施を除く) | 母子及び寡婦福祉法に基づく自立支援、母子福祉資金及び女性福祉資金貸付に係る援護措置及び相談に関する事 |
| 課内の庶務に関する事 | 子どもと家庭に係る総合的な相談及び助言に関する事 |
| 要保護児童対策地域協議会に関する事 | 子どもと家庭に係る関係機関との連携及び調整に関する事 |
| 子ども家庭在宅サービス等の提供に関する事 | 子育てグループの育成及び援助に関する事 |
| 養育家庭の普及等に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| <p>手当や医療証交付に関する申請は、「事由が発生した日から 15 日以内にしなければいけない」という規定があるため、インフルエンザ流行中は事由発生まで遡れる等の対応を検討する。</p> <p>医療証などは、年度の切り替え時に年齢到達による要件非該当等となるため、医療証切り替えのための作業が必要となり、休止事業とはできない時季がある。</p> <p>また、養育困難家庭や児童虐待に関する相談において、児童の一時保護等の措置が必要とされる場合は、施設側も受け入れを制限又は中止している可能性が高いため、児童相談所等関係機関と調整を図る必要がある。</p> | |

| | |
|----------------------------|--|
| 児童青少年課 | 職員数 5 人 出勤想定人数 3 人 業務遂行必要人数 2 人 応援可能人数 1 人 |
| S事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| 児童館の一時閉鎖 | |
| A事業 (継続業務) | |
| | |
| B事業 (縮小業務) | |
| 学童クラブ事業の計画及び実施に関する事 (運営全般) | 学童クラブ事業の管理に関する事 (施設維持) |
| C事業 (休止業務) | |
| 次世代育成支援行動計画に関する事 | 次世代育成支援行動計画審議会に関する事 |
| 児童館事業の計画及び実施に関する事 (運営全般) | 青少年問題協議会に関する事 |
| 青少年の健全育成に関する事。(各種事業等) | 青少年の非行防止に関する事。(東京都青少年健全育成協力員の活動) |
| 青少年対策地区組織に関する事 | その他青少年に関する事 |
| 課内の庶務に関する事 | |

| | |
|--------------------------|------|
| 児童青少年課 | (続き) |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| 学童クラブの運営については、対応を別途作成する。 | |

| | |
|--|---|
| 保 育 課 | 職員数44人 出勤想定人数26人 業務遂行必要人数(25)人 応援可能人数(1)人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| 保育園、幼稚園の一時閉鎖 | |
| A事業(継続業務) | |
| B事業(縮小業務) | |
| 児童福祉法等に基づく保育園への入園に関する事 | 保育園運営費の支払い及び保育料の徴収に関する事 |
| 市立保育園の管理・運営に関する事 | 私立保育園との連絡調整に関する事 |
| 私立幼稚園との連絡調整に関する事 | 認証保育所事業に関する事 |
| 家庭福祉員事業に関する事 | 認定こども園に関する事 |
| その他保育に関する事 | |
| C事業(休止業務) | |
| 保育園運営費に係る保護者負担金審議会に関する事 | 私立幼稚園及び在籍園児の保護者に対する助成に関する事 |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| 認可保育園、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員の運営については、対応を別途作成する。業務遂行必要人数については保育園の閉鎖状況等に応じて変動する。 | |

| |
|-----|
| 建設部 |
|-----|

| | |
|--------------------|------------------------------------|
| 施設保全調整担当 | 職員数1人 出勤想定人数1人 業務遂行必要人数0人 応援可能人数1人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| A事業(継続業務) | |
| B事業(縮小業務) | |

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| 施設保全調整担当 | (続き) |
| C事業 (休止業務) | |
| 施設保全計画に関する事 | あきる野市道第 548 号線の整備の調整に関する事 |
| 狭あい道路の整備の調整に関する事 | 都道の整備の調整に関する事 |
| 西多摩建設事務所管内行政連絡会に関する事 | 多摩川河川整備 (築堤、周遊道路など含む。) の調整に関する事 |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|---|---|
| 土木課 | 職員数 13 人 出勤想定人数 8 人 業務遂行必要人数 6 人 応援可能人数 2 人 |
| S事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| | |
| A事業 (継続業務) | |
| | |
| B事業 (縮小業務) | |
| 道路、橋りょう及び附属工作物の新設並びに改良工事の設計、施行及び監督に関する事 | 交通安全施設の新設及び改良に関する事 |
| 交通安全施設の設置要望に関する事 | 街路灯施設の新設及び改良に関する事 |
| 道路用地の取得に係る調査、折衝及び契約に関する事 (契約) | 道路用地の借用に係る折衝及び契約に関する事。 (契約) |
| 道路用地の取得に伴う物件補償及び移転補償 (土地区画整理事業に係わるものを除く。) に関する事 | 道路用地の登記に関する事 |
| 道路境界に関する事 | 道路用地の取得及び管理に関する事 |
| 道路、橋りょう及び附属工作物の維持管理及び修繕に関する事 | 道路及び橋りょうに関する建設事業の施行の調整に関する事 |
| 道路の認定、変更及び廃止に関する事 | 道路の占用及び占用料の徴収に関する事 |
| 交通安全施設の維持管理及び修繕に関する事 | 街路灯施設の維持管理及び修繕に関する事 |
| 屋外広告物に関する事 | 作業用器具及び資材の管理に関する事 |
| 都市公園、児童遊園及び緑地等の維持管理及び修繕に関する事 | 公園及び公園施設 (スポーツ施設は除く。) の使用許可に関する事 |
| 水上公園及び動物公園の管理に関する事 | 堰下レクリエーション広場の維持管理に関する事 |
| 公園用地の取得に係る調査、折衝及び契約に関する事 | 土木事業に対する補助に関する事 |
| 公園、児童遊園等の新設並びに改良工事の設計、施行及び監督に関する事 | 公園用地の借用に係る折衝及び契約に関する事 |
| 公園用地の取得に伴う物件補償及び移転補償 (土地区画整理事業に係わるものを除く。) に関する事 | 公園用地の登記に関する事 |
| 公園用地の取得及び管理に関する事 | その他土木工事に関する事 |
| C事業 (休止業務) | |
| 課内の庶務に関する事 | 道路の整備計画に関する事 |

| | |
|---------------------------------|---------------------------|
| 土木課 | (続き) |
| C事業(続き) | |
| 橋の整備計画に関する事 | 電線類の地中化計画に関する事 |
| 道路用地の取得に係る調査、折衝及び契約に関する事(調査・折衝) | 道路用地の借用に係る折衝及び契約に関する事(折衝) |
| 道路用地の処分に関する事 | 公園の整備計画に関する事 |
| 公園用地の処分に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| 動物公園、水上公園 | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|--|------------------------------------|
| 建築課 | 職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数1人 |
| S事業(新型インフルエンザ対応業務) | |
| | |
| A事業(継続業務) | |
| | |
| B事業(縮小業務) | |
| 建築物の新築、増改築工事の設計、施行及び監督に関する事 | 東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出に関する事 |
| 住宅の耐震診断及び耐震改修工事に関する事 | 羽村市建築物応急危険度判定連絡会との連絡調整に関する事 |
| 公共施設用地の取得に係る調査、折衝及び契約に関する事 | 公共施設用地の借用に係る折衝及び契約に関する事 |
| 公共施設用地の取得に伴う物件補償及び移転補償(土地区画整理事業に係るものを除く。)に関する事 | 建築物及び附属設備の維持(日常的管理を除く。)に関する事 |
| 建築物及び附属設備の修繕に関する事 | 建築物及び附属設備の定期的な保守管理(日常的管理を除く。)に関する事 |
| 市営住宅の管理、入居許可及び使用料の徴収に関する事 | 住宅資金の融資に関する事 |
| C事業(休止業務) | |
| 建築物の整備計画に関する事 | 建設事業に対する補助に関する事 |
| 公共施設のバリアフリー施策に関する事 | 公共施設用地の登記に関する事 |
| 公共施設用地の取得及び管理に関する事 | 公共施設用地の処分に関する事 |
| 住宅施策に関する事 | その他建築工事に関する事 |
| その他公営住宅の調整に関する事 | 課内の庶務に関する事 |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|----------------------------------|--|
| 下水道課 | 職員数 5 人 出勤想定人数 3 人 業務遂行必要人数 3 人 応援可能人数 0 人 |
| S 事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| A 事業 (継続業務) | |
| 公共下水道の維持管理に関する事 (震災・台風等への対応) | 公共下水道の維持管理に関する事 (汚水管の破損及びつまり等) |
| B 事業 (縮小業務) | |
| 公共下水道の使用料に関する事 (水道課へ排水量の報告等) | 流域下水道に関する事 (東京都へ排水量の報告等) |
| 排水設備の設置及び管理の指導に関する事 (申請及び検査) | 公共下水道の水質検査に関する事 (東京都と共同事業) |
| 指定下水道工事店に関する事 (申請及び許可) | 除害施設の設置及び管理の指導に関する事 |
| 公共下水道工事の設計、施行及び監督に関する事 (汚水樹の設置等) | 雨水の流出抑制に関する事 (雨水浸透施設設置費の助成) |
| その他下水道工事に関する事 | |
| C 事業 (休止業務) | |
| 公共下水道事業の財政計画及び予算に関する事 | 課内の庶務に関する事 |
| 水洗化の普及に関する事 | 排水設備の整備費の助成に関する事 |
| 公共下水道の計画及び認可に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |

都市整備部

| | |
|---------------------------------|--|
| 都市計画課 | 職員数 4 人 出勤想定人数 2 人 業務遂行必要人数 2 人 応援可能人数 0 人 |
| S 事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| A 事業 (継続業務) | |
| B 事業 (縮小業務) | |
| 開発行為及び建築等の指導に関する事 (公共施設の管理者の同意) | 優良宅地及び優良住宅の認定に関する事 |
| 国土利用計画法に基づく届出に関する事 | 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出に関する事 |
| 地価公示に関する事 | 生産緑地に関する事 |

| | |
|------------------------|------------------------|
| 都市計画課 | (続き) |
| C事業（休止業務） | |
| 都市計画の調査、総合企画及び策定に関すること | 地域、地区計画の調査研究及び企画に関すること |
| 都市計画の決定、変更に関すること | 土地利用計画に関すること |
| 都市計画審議会に関すること | 都市計画マスタープラン審議会に関すること |
| 宅地開発等審査会に関すること | 都市景観に関すること |
| その他土地開発に関すること | 土地開発公社に関すること |
| 国土調査法に基づく地籍調査に関すること | 国で行う基準点測量に関すること |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |

| | |
|--|------------------------------------|
| 区画整理管理課 | 職員数2人 出勤想定人数1人 業務遂行必要人数1人 応援可能人数0人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A事業（継続業務） | |
| | |
| B事業（縮小業務） | |
| 土地区画整理の事業計画及び事業認可に関する事務 | 土地区画整理事業の財政計画及び会計予算に関する事務 |
| 土地区画整理評価員に関する事務 | 土地区画整理審議会に関する事務 |
| その他土地区画整理事業に関する事務 | |
| C事業（休止業務） | |
| | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| 土地区画整理審議会の運営事務に関しては、新型インフルエンザの審議会委員への影響を考慮し、適宜、実施・中断を判断する。 | |

| | |
|--------------------|------------------------------------|
| 区画整理事業課 | 職員数6人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数4人 応援可能人数0人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A事業（継続業務） | |
| | |

| | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 区画整理事業課 | (続き) |
| B事業（縮小業務） | |
| 土地区画整理事業の施行に関すること(移転・工事) | 土地区画整理事業の施行に伴う土地の取得及び管理に関すること |
| 保留地の処分に関すること | 土地区画整理事業に係る境界、町名及び地番の変更に 関すること |
| その他羽村駅西口土地区画整理事業に関すること | |
| C事業（休止業務） | |
| その他羽村駅西口土地区画整理事業に関すること(個別 説明事務所) | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

会 計 課

| | |
|---|-------------------------------------|
| 会 計 課 | 職員数4人 出勤想定人数2人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数△1人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A事業（継続業務） | |
| 現金及び有価証券の出納並びに保管に関すること | 小切手の振り出しに関すること |
| 現金及び財産の記録管理に関すること | 支出負担行為の確認に関すること |
| 収入通知及び支出命令の審査に関すること | 決算の調製に関すること |
| 指定金融機関等に関すること | |
| B事業（縮小業務） | |
| 物品の出納及び保管に関すること | |
| C事業（休止業務） | |
| | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| <p>指定金融機関の派出所には、常時2人の職員が派遣されており、会計課職員と連携し公金の出納事務と窓口収納事務を行っているが、通常の金融機関業務とは異なるため、この2人の職員が勤務不可能となった場合、出納事務に支障が出るのが予測される。このような事態が発生した場合の職員体制について、指定金融機関とその対応について協議する必要がある。</p> | |

教育委員会

| | |
|---|---|
| 教育総務課 | 職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数2人 応援可能人数2人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| 東京都教育委員会からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達 | 小中学校を通じての、都内での発生状況、感染拡大やまん延防止、市民の混乱を防止するための情報提供 |
| 小中学校の一時閉鎖 | |
| A事業（継続業務） | |
| B事業（縮小業務） | |
| 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること | 教育委員会の職員の人事、服務、給与及び福利厚生に関すること |
| 教育委員会の会議及び委員に関すること | 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検、評価及びその結果に関する報告書の作成、議会に提出、公表に関すること |
| 規則、規程の制定、改廃に関すること | 教育行政の相談に関すること |
| 公印の保管に関すること | 公告式、訓令等に関すること |
| 予算及び決算に関すること | 渉外事務に関すること |
| 奨学金に関すること | 私立の各種学校（幼稚園を除く）に関すること |
| 学校施設及び設備の管理に関すること | 他の課の主管に属さないこと |
| 児童及び生徒の就学、転入学等学籍に関すること | 学校の組織及び学級編制に関すること |
| 児童及び生徒の教育扶助に関すること | 学校医及び学校薬剤師に関すること |
| 児童及び生徒の保健衛生に関すること | 児童及び生徒等の災害共済及び災害賠償補償保険に関すること |
| 学校に勤務する職員（都費負担教職員を除く。）との連絡調整に関すること | 学校保健会に関すること |
| その他学務に関すること | |
| C事業（休止業務） | |
| 儀式、報償及び表彰に関すること | 教育広報の発行に関すること |
| 教育施設の新築、増築及び改築に関すること | 施設台帳に関すること |
| 学校施設の諸調査及び統計に関すること | 学校施設の損害保険に関すること |
| 課内の庶務に関すること | 学校の設置及び廃止の手続きに関すること |
| 学校配当予算に関すること | 通学区域に関すること |
| 通学路に関すること | 学務に係わる諸調査及び統計に関すること |
| 教育人口の推計に関すること | 就学時検診に関すること |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |

| | |
|------------------------------|---|
| 生涯学習課 生涯基本計画担当 少年自然の家 | 職員数3人 出勤想定人数2人 業務遂行必要人数1人 応援可能人数1人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A事業（継続業務） | |
| | |
| B事業（縮小業務） | |
| 文書の收受、発送及び保存に関すること（少年自然の家） | 予算、決算及び会計事務に関すること（少年自然の家） |
| C事業（休止業務） | |
| 社会教育施設間の連絡及び調整に関すること | 社会教育委員に関すること |
| 社会教育関係団体等に関すること | 青少年及び成人教育に関すること |
| 視聴覚教育に関すること | 家庭教育に関すること |
| 芸術文化の振興に関すること | 生涯学習資料の収集、整理及び提供に関すること |
| 文化財保護審議会に関すること | 文化財に関すること |
| その他生涯学習に関すること | 課内の庶務に関すること |
| 施設、設備及び備品の使用に関すること（少年自然の家） | 各種講座・研修会・講習会等の開催及びその奨励並びに指導に関すること（少年自然の家） |
| 小中学校等自然教室の指導に関すること（少年自然の家） | 子ども会及び青少年育成団体等の指導に関すること（少年自然の家） |
| その他少年自然の家の管理運営に関すること（少年自然の家） | 調査、統計及び広報に関すること（少年自然の家） |
| 生涯学習の計画に関すること | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 学校教育課 | 職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数2人 応援可能人数2人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A事業（継続業務） | |
| | |
| B事業（縮小業務） | |
| 教職員の任免（内申・異動人事）に関すること | 教職員の給与に関すること |
| 教科用図書の採択に関すること | |

| | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 学校教育課 | (続き) |
| C事業 (休止業務) | |
| 教職員の服務監督に関すること | 教職員の福利厚生及び保健衛生に関する業務 (検診含む) |
| その他教職員に関する業務 | 教育計画に関すること |
| 教育課程に関すること | 学習指導に関すること |
| 生活指導に関すること | 教職員に研修に関すること |
| 学校行事及び校外学習に関すること | 指導に係る諸調査及び統計に関すること |
| 教材教具、副読本及び準教科書の提出承認に関すること | その他教育指導に関すること |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |

| | |
|---|------------------------------------|
| 教育相談室 | 職員数1人 出勤想定人数1人 業務遂行必要人数1人 応援可能人数0人 |
| S事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| A事業 (継続業務) | |
| B事業 (縮小業務) | |
| 学校適応指導教室に関すること | 教育相談室に関すること |
| C事業 (休止業務) | |
| 就学相談に関すること | 特別支援学級に関すること |
| 通級指導学級に関すること | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |
| 学校適用指導教室、特別支援学級、通級指導学級についての事業継続は、市内小中学校と同様の扱いとする。 | |

| | |
|---------------------|------------------------------------|
| 生涯学習センター ゆとろぎ | 職員数6人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数3人 応援可能人数1人 |
| S事業 (新型インフルエンザ対応業務) | |
| A事業 (継続業務) | |

| | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 生涯学習センター ゆとろぎ | (続き) |
| B事業（縮小業務） | |
| 公印の保管に関する事 | 文書の收受、発送及び保存に関する事 |
| 施設及び設備の管理に関する事 | 施設及び付属設備等の使用に関する事 |
| 予算、決算及び会計事務に関する事 | ゆとろぎの庶務に関する事 |
| 羽村市生涯学習センターゆとろぎ協働事業運営協議会に関する事 | |
| C事業（休止業務） | |
| 調査、統計及び広報に関する事 | ホール等の芸術文化事業に関する事 |
| 各種の学級、講座及び教室等の事業に関する事 | 討論会、講習会、講演会及び展示会等の開催に関する事 |
| 生涯学習情報の提供に関する事 | 社会教育関係団体等に関する事 |
| 教育施設及び備品の使用に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| 生涯学習センターゆとろぎ | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|--|------------------------------------|
| スポーツ振興課 国体推進室 | 職員数7人 出勤想定人数4人 業務遂行必要人数1人 応援可能人数3人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A事業（継続業務） | |
| | |
| B事業（縮小業務） | |
| 予算決算及び会計事務に関する事 | スポーツ及びレクリエーション施設の使用許可に関する事 |
| 国民体育大会に関する事 | 文書の收受、発送及び保存に関する事 |
| 公印の管理に関する事 | |
| C事業（休止業務） | |
| 学校開放に関する事 | スポーツ及びレクリエーションの振興に関する事 |
| スポーツ推進審議会に関する事 | スポーツ推進委員に関する事 |
| スポーツ及びレクリエーション団体に関する事 | 健康及び体力の増進に関する事 |
| その他、スポーツ及びレクリエーションに関する事 | 課内の庶務に関する事 |
| 地域スポーツの振興に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場、グラウンド、学校施設、堰下レク広場 | |
| 課題点・特記事項 | |
| 国体の取扱いについては、スポーツ祭東京2013実行委員会からの指示に従う必要がある。 | |

| | |
|-------------------------|--|
| 図書館 | 職員数 8 人 出勤想定人数 5 人 業務遂行必要人数 1 人 応援可能人数 4 人 |
| S 事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A 事業（継続業務） | |
| | |
| B 事業（縮小業務） | |
| 公印の保管に関する事 | 文書の收受、発送及び保存に関する事 |
| 予算及び決算に関する事 | |
| C 事業（休止業務） | |
| 調査、統計、広報に関する事 | 施設、設備の管理に関する事 |
| 図書館資料の選定、収集、整理及び保存に関する事 | 図書館資料の利用及び貸出しに関する事 |
| 読書案内及び読書相談に関する事 | 読書会、研究会等の開催及びその奨励に関する事 |
| 図書館資料の相互貸借に関する事 | 図書館協議会に関する事 |
| その他、図書館の管理運営に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| 図書館 | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

| | |
|---------------------------|--|
| 郷土博物館 | 職員数 3 人 出勤想定人数 2 人 業務遂行必要人数 1 人 応援可能人数 1 人 |
| S 事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A 事業（継続業務） | |
| | |
| B 事業（縮小業務） | |
| 公印の保管に関する事 | 文書の收受、発送及び保存に関する事 |
| 予算、決算及び会計事務に関する事 | |
| C 事業（休止業務） | |
| 調査、統計及び広報に関する事 | 施設及び設備の管理に関する事 |
| 施設及び設備の使用に関する事 | 関係機関との連絡調整に関する事 |
| 郷土博物館資料の収集、整理、保管及び展示に関する事 | 郷土博物館資料の分類、目録の作成及び利用案内に関する事 |
| 郷土博物館資料の説明及び助言に関する事 | 郷土博物館資料の調査及び研究に関する事 |
| 講演会、講習会等の開催に関する事 | その他郷土博物館の管理運営に関する事 |
| 臨時休館する施設 | |
| 郷土博物館 | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

水道事務所

| | |
|----------------------------------|---|
| 水道課 | 職員数 11人 出勤想定人数 7人 業務遂行必要人数 7人 応援可能人数 0人 |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| 水道水の安定供給に向けた要員の確保 | |
| A事業（継続業務） | |
| 使用水量の検針認定及び用途の認定に関すること | 水道料金、手数料その他収納金の調定及び徴収等に関すること |
| 水道施設、給水装置の修繕及び維持管理に関すること | 水質検査に関すること |
| 原水、配水及び電力統計報告に関すること | 取水、浄水及び送水に関すること |
| その他給・配水に関すること | |
| B事業（縮小業務） | |
| 文書の收受、発送、審査及び保管に関すること | 公印の保管に関すること |
| 職員の人事、給与、服務及び研修に関すること | 職員の福利、厚生、保健及び衛生に関すること |
| 予算の編成及び執行管理に関すること | 現金及び有価証券の出納保管に関すること |
| 収入及び支出承認の審査執行に関すること | 公金出納及び収納取扱機関に関すること |
| 給水世帯台帳及び検針票の整理保管に関すること | 水道事業の工事請負及び物品供給契約の締結に関すること |
| 青梅、羽村地区工業用水道企業団の業務に関すること | 水道施設の企画、調査、設計、施行及び監督に関すること |
| 水道使用の承認に関すること | 給水装置工事の設計、施行、監督及び検査に関すること |
| 指定給水装置工事事業者の施行に係る工事の監督及び検査に関すること | 量水器の維持管理及び検定満期量水器の取替えに関すること |
| 漏水防止に関すること | 青梅、羽村地区工業用水道企業団の工務に関すること |
| 貯水槽水道に関すること | |
| C事業（休止業務） | |
| 条例、規則及び規程に関すること | 財政計画及び財政報告に関すること |
| 財政諸表の作成に関すること | 企業債、一時借入金及び資金運用に関すること |
| 基本財産及び積立金等の管理に関すること | 課内の庶務に関すること |
| 指定給水装置工事事業者の指定、変更、取消に関すること | 給水装置工事主任技術者に関すること |
| 給水装置の台帳の管理保管に関すること | 不正給水装置工事の取締りに関すること |
| 消火栓に関すること | 課の工事中機械器具の維持管理に関すること |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

選挙管理委員会事務局

| | |
|-----------------------|--|
| 選挙管理委員会事務局 | 職員数 2 人 出勤想定人数 1 人 業務遂行必要人数 1 人 応援可能人数 0 人 |
| S 事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A 事業（継続業務） | |
| | |
| B 事業（縮小業務） | |
| 各種選挙の管理執行に関する事 | 公告式に関する事 |
| 委員会に関する事 | 職員の服務に関する事 |
| 公印の管理に関する事 | 予算の経理及び物品の管理に関する事 |
| 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事 | 選挙人名簿の調製、修正等に関する事 |
| 選挙人名簿の縦覧及び閲覧に関する事 | 選挙の争訟に関する事 |
| 直接請求に関する事 | 裁判員候補者の予定者の選定に関する事 |
| 検察審査員候補者の予定者の選定に関する事 | 政治資金規正法に関する事 |
| その他選挙事務に関する事 | |
| C 事業（休止業務） | |
| 選挙の啓発及び周知に関する事 | 選挙関係の規則、規程の制定及び改廃に関する事 |
| 選挙法令の調査研究に関する事 | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

監査委員事務局

| | |
|---------------------|--|
| 監査委員事務局 | 職員数 1 人 出勤想定人数 1 人 業務遂行必要人数 1 人 応援可能人数 0 人 |
| S 事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A 事業（継続業務） | |
| | |
| B 事業（縮小業務） | |
| 監査委員の設置運営 | 例月出納検査 |
| 各会計決算及び基金運用状況審査 | 健全化判断比率等審査 |
| 住民監査請求 | |

| | |
|-------------|-------------|
| 監査委員事務局 | (続き) |
| C事業（休止業務） | |
| 定期監査 | 工事監査 |
| 財政援助団体等検査 | 指定管理者監査 |
| 期日指定会計状況調査 | 東京都市監査委員会事務 |
| 関東都市監査委員会事務 | 全国都市監査委員会事務 |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |

農業委員会事務局

| | |
|--------------------|--|
| 農業委員会事務局 | |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |
| A事業（継続業務） | |
| | |
| B事業（縮小業務） | |
| 農業委員会事務に係ること | |
| C事業（休止業務） | |
| 農業委員会事業の実施に係ること | |
| 臨時休館する施設 | |
| 課題点・特記事項 | |

固定資産評価審査委員会事務局

| | |
|--------------------|--|
| 固定資産評価審査 委員会事務局 | |
| S事業（新型インフルエンザ対応業務） | |
| | |

| | |
|--------------------|------|
| 固定資産評価審査 委員会事務局 | (続き) |
| A事業（継続業務） | |
| | |
| B事業（縮小業務） | |
| 固定資産評価審査委員会事務に係ること | |
| C事業（休止業務） | |
| | |
| 臨時休館する施設 | |
| | |
| 課題点・特記事項 | |
| | |

【参考】インフルエンザBCP応援計画表（基準日：平成24年1月 単位：人）

| | 平常時職員体制（※1） | 応援可能人員（見込み） |
|----------|-------------|-------------|
| 議会事務局 | 6 | 0 |
| 企画部 | 25 | 1 |
| 総務部 | 45 | 6 |
| 市民部 | 53 | 4 |
| 産業環境部 | 21 | 3 |
| 福祉健康部 | 51 | 1 |
| 子ども家庭部 | 60 | 2（※2） |
| 建設部 | 27 | 4 |
| 都市整備部 | 13 | 0 |
| 水道事務所 | 12 | 0 |
| 会計課 | 5 | △1 |
| 教育部 | 45 | 14 |
| その他行政委員会 | 3 | 0 |
| 計 | 366 | 37 |

※1 他団体派遣中の職員、臨時・嘱託職員は除く。

※2 保育園・学童クラブの状況によって人員は変動する。

第5部 継続的な取組み

1 BCPの点検・見直し

BCPについては、常に見直しを図り、必要な修正を行い、ブラッシュアップしていくことが必要です。

また、新型インフルエンザに関する情報（国の行動計画など）は今後も随時更新されることが予想されます。BCPの実効性を維持・向上させる観点からも、国や都の計画、ガイドライン、実際に新型インフルエンザが発生した際の情報収集を積極的に行い、必要に応じて見直しを行うものとします。また、市の組織や人員の変更があった場合にも、これに対応する見直しを行います。

2 訓練・研修の実施

BCPの実効性を高めるためにも、運用する職員がこれを理解し、行動できるレベルを維持することが重要です。このため、平時から職員全員を対象とした定期的な研修を実施し、問題意識や知識の共有化を図るとともに、以下のような訓練を繰り返し、有事の際にスムーズに計画を実施できるよう努めます。

- ・ 手洗い、うがい、咳エチケット、正しいマスクの装着法等の予防策の教育
- ・ 発症者が出た場合の対応訓練
- ・ 非常時の応援勤務対応訓練
- ・ 業務縮小、停止時の対応訓練
- ・ 職員の安否確認、情報提供の対応訓練

3 マニュアル等の整備

BCP発動時の応援体制が効果的に機能し、業務が円滑に実施できるよう、各課においては、業務の処理手順やポイントを整理しておく必要があり、平時において業務マニュアル等の整理・整備に努めることとします。